

雇児発0331第29号
平成27年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について

標記について、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付け雇児発第1209001号本職通知。以下「本職通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので、通知する。貴自治体におかれては、本通知に従って適正かつ円滑な実施に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、本通知改正前の取扱いについては、なお従前の例による。

指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について 新旧対照表（下線部：変更箇所）

| 改正後 | 現行 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 雇児発第 1209001 号 | 雇児発第 1209001 号 |
| 平成 15 年 12 月 9 日 | 平成 15 年 12 月 9 日 |
| 一部改正 雇児発第 0331020 号 | 一部改正 雇児発第 0331020 号 |
| 平成 18 年 3 月 31 日 | 平成 18 年 3 月 31 日 |
| 一部改正 雇児発第 0227005 号 | 一部改正 雇児発第 0227005 号 |
| 平成 21 年 2 月 27 日 | 平成 21 年 2 月 27 日 |
| 一部改正 雇児発 0722 第 5 号 | 一部改正 雇児発 0722 第 5 号 |
| 平成 22 年 7 月 22 日 | 平成 22 年 7 月 22 日 |
| 一部改正 雇児発 0330 第 13 号 | 一部改正 雇児発 0330 第 13 号 |
| 平成 24 年 3 月 30 日 | 平成 24 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 雇児発 0808 第 2 号 | 一部改正 雇児発 0808 第 2 号 |
| 平成 25 年 8 月 8 日 | 平成 25 年 8 月 8 日 |
| <u>一部改正 雇児発 0331 第 29 号</u> | |
| <u>平成 27 年 3 月 31 日</u> | |
| 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| 各 指定都市市長 殿 | 各 指定都市市長 殿 |
| 中核市市長 | 中核市市長 |
| 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 |
| 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について | 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について |
| 保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、 | 保育士養成については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、 |

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

（別紙1） （略）

（別紙2）

保育実習実施基準

第1 （略）

第2 履修の方法

1 （略）

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い、別紙1から3のとおり保育士養成施設の指定及び運営の基準を定めているところ。今般、平成25年8月8日の一部改正により、指定保育士養成施設において幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施するため別紙4を定めたため、その適正な実施に特段の御配慮をお願いするとともに、管内の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

また、「指定保育士養成施設の指定基準について」（平成13年6月29日雇児発第438号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」（平成13年6月29日雇児発第439号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

（別紙1） （略）

（別紙2）

保育実習実施基準

第1 （略）

第2 履修の方法

1 （略）

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) …保育所及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自

定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の事業所内保育事業であつて同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業

(C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であつて保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び(A)に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

備考3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第3章第4節に規定する小規模保育事業C型において、家庭的保育者又は補助者として、20日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従

立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所

(C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であつて保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所における実習2単位及び(A)に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

備考3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業又は、「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定するグループ型小規模保育事業において、家庭的保育者又は補助者として、20日以上従事している又

事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。

2～6 （略）

第3 （略）

（別紙3）

教科目の教授内容

1 から 2 及び別添 1 （略）

（別紙4）

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等

1 及び 2 （略）

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

①から④ （略）

⑤ 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育）を実施する施設

は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所における実習2単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。

2～6 （略）

第3 （略）

（別紙3）

「教科目の教授内容」

1 から 2 及び別添 1 （略）

（別紙4）

「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における教科目の教授内容等」

1 及び 2 （略）

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例による実務経験と対象施設

①から④ （略）

⑤ へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科発第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙）の別添 6 の 11 に規定するへき地保育所）

⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設）

⑦ （略）

4 及び 5 （略）

⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 4 号に規定する施設）

⑦ （略）

4 及び 5 （略）